

注

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価についても同じ方法によっております。
4. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし建物については定額法）を採用しております。
なお、建物（平成10年3月31日以前取得分）、建物附属設備および構築物の減価償却の方法は、従来、定率法により行っておりましたが、保有建物等の使用状況を見直した結果、店舗等として長期間安定的に使用している実態を考慮し、その償却費用が使用期間に均等に計上される定額法が、より適正な期間損益を反映し合理的と考えられるため、当期より定額法に変更しております。
これにより、定率法により減価償却を実施した場合に比べ、経常利益および税引前当期利益はそれぞれ1,482百万円増加しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年	～	50年
動産	5年	～	20年
6. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
まず、当行の信用格付制度により取引先を10段階に区分し、更にそれらの取引先を自己査定に基づき、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する、正常先債権・要注意先債権・破綻懸念先債権・実質破綻先債権・破綻先債権に分類しております。
正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を引き当てております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は888,732百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法につきましては、発生年度の翌期から損益処理する方法を採用しております。
なお、会計基準変更時差異（181,806百万円）については、5年による按分額を費用処理しております。
11. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 9百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。

16. 株式には自己株式42百万円が含まれております。なお、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。

17. 子会社の株式総額 216,175百万円

18. 子会社に対する金銭債権総額 455,413百万円

19. 子会社に対する金銭債務総額 1,054,899百万円

20. 動産不動産の減価償却累計額 229,232百万円

21. 動産不動産の圧縮記帳額 30,234百万円

22. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等についてはリース契約により使用しております。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は174,814百万円、延滞債権額は849,931百万円であります。

なお、自己査定の結果に基づき、自己査定上の「破綻先債権」を破綻先債権として、「実質破綻先債権・破綻懸念先債権」を延滞債権としており、これらの貸出金の未収利息を収益不計上としております。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は65,737百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は124,600百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,215,082百万円であります。

なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、790,565百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,846,734百万円

貸出金 701,282百万円

担保資産に対応する債務

預金 56,112百万円

コールマネー 823,300百万円

売渡手形 1,287,700百万円

借入金 13,687百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券3,010,723百万円、貸出金393,511百万円を差し入れております。

29. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は187,117百万円、繰延ヘッジ利益の総額は208,206百万円であります。

30. 「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当期より前期の39.62%から39.20%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は5,616百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は294百万円減少し、再評価差額金の金額は同額増加しております。

31. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 29,099百万円

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,318,762百万円が含まれております。

33. 社債には、劣後特約付社債150,000百万円が含まれております。

34. 商法第280条ノ19第1項に規定する、取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容は次のとおりであります。

平成11年8月23日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 額面普通株式

対象となる株式の総数 279千株

新株の発行価額(行使価額) 1株につき674円

平成12年7月25日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類	額面普通株式
対象となる株式の総数	291千株
新株の発行価額（行使価額）	1株につき772円

35. 1株当たりの当期利益 17円28銭

36. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の譲渡性預け金、コマーシャル・ペーパー、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーが含まれております。以下39.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	422,353百万円
当期の損益に含まれた評価差額	177

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	64,337百万円	68,556百万円	4,219百万円
関連法人等株式	—	—	—
合 計	64,337	68,556	4,219

その他有価証券で時価のあるもの

当期においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第8号附則第4項によるその他有価証券に係る貸借対照表計上額等（時価のあるもの）は次のとおりであります。

貸借対照表計上額	9,316,509百万円
時 価	8,969,881
差 額	△346,628
評価差額金相当額	△210,749
繰延税金資産相当額	135,878

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
9,422,647百万円	174,857百万円	33,398百万円

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	7,094百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	260,060
関連法人等株式	6,391

その他有価証券

非上場債券	312,785
非上場株式（店頭売買株式を除く）	94,209
非上場外国証券	52,917

39. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	2,368,715百万円	1,798,836百万円	964,878百万円	— 百万円
国債	2,343,951	1,473,518	851,567	—
地方債	2,271	26	3,089	—
社債	22,492	325,291	110,221	—
その他	363,023	263,929	146,705	146,528
合 計	2,731,739	2,062,766	1,111,583	146,528

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

当期においては、その他の金銭の信託について時価評価を行っておりません。

なお、その他の金銭の信託に係る貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

貸借対照表計上額	22,208百万円
時価	22,677
差額	468
うち益	494
うち損	25
評価差額金相当額	285
繰延税金負債相当額	183

41. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債、地方債、保管有価証券等及び商品有価証券に合計292,171百万円含まれております。

なお、使用貸借又は貸付金に係る有価証券は、貸付有価証券に計上していましたが、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））の適用に伴い、当期よりその種類毎に国債、地方債等に計上しております。当期末における使用貸借又は貸付金に係る有価証券は2,025百万円であります。

42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,553,947百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、6,019,088百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43. 当期末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	厚生年金基金	合計
退職給付引当金	△37,917百万円	△21,457百万円	△59,374百万円
（退職給付信託の年金資産控除前）			
退職給付信託の年金資産	27,193	18,126	45,320
（未認識数理計算上の差異を除く）			
退職給付引当金	△10,724	△3,330	△14,054
（退職給付信託の年金資産控除後）			

当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△581,938百万円
年金資産（時価）	357,633
未積立退職給付債務	△224,304
会計基準変更時差異の未処理額	145,445
未認識数理計算上の差異	64,804
貸借対照表計上額の純額	△14,054
退職給付引当金	△14,054

44. 債券貸付取引に際して預かる担保金につきましては、従来「債券貸付取引担保金」（当期末残高283,686百万円）として、独立表示しておりましたが、当期より「その他の負債」に含めて表示しております。
45. 有価証券取引およびデリバティブ取引を約定日基準で認識することに伴う未払金につきましては、当期より「約定取引未払金」として独立表示しております。なお、従来、独立表示しておりました「特定取引未払金」（当期末残高400,529百万円）は、「約定取引未払金」に含めて表示しております。
46. 当行は、平成12年5月22日に株式会社住友銀行との間で合併契約を締結しました。平成12年6月29日開催の第10期定時株主総会において、また、平成12年6月29日開催の第二回優先株式にかかる種類株主総会および平成12年6月28日開催の第三回優先株式（第二種）にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました当該合併契約書に基づき、平成13年4月1日をもって株式会社住友銀行と合併し、資産及び負債並びに権利義務の一切を同行に引き継ぎました。